

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを構築している。

・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、住民基本台帳ネットワークにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を、附票連携システムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。

・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。

・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（住基ネット）を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p> <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>
③システムの名称	<p>(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。))の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策局自治振興部市町村課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 又は 神奈川県政策局自治振興部市町村課 〒 231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神奈川県政策局自治振興部市町村課 〒 231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 045-210-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、住基ネットに携わる職員に対する研修を実施し、業務目的外の利用禁止、違反行為に対する措置等説明を行っている。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄に係るプロセスにおける人手が介在する局面において、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所	課長 和泉 雅幸	課長 井上 和子	事後	人事異動
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県政策局情報企画部情報公開課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	神奈川県民局くらし県民部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	事後	組織再編
平成28年1月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成26年1月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成28年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成26年12月5日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法※ ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)附則第3号施行日時点	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	時点修正
平成29年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 井上 和子	課長 脇 雅昭	事後	人事異動
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
平成29年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 脇 雅昭	課長 水谷 俊輔	事後	人事異動

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月29日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	神奈川県県民局くらし県民部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	神奈川県政策局政策部情報公開広聴課又は神奈川県政策局自治振興部市町村課	事後	組織再編
平成30年8月29日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正
平成30年8月29日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月27日	IV リスク対策	なし	新様式による項目の追加	事後	新様式の導入
令和1年6月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 水谷 俊輔	課長	事後	新様式の導入
令和2年10月14日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	時点修正
令和2年10月14日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正
令和3年10月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	住基法 ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正)	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年3月31日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	時点修正
令和6年5月27日	表紙 評価書名	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事前	重要な変更
令和6年5月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	神奈川県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	神奈川県は、住民基本台帳ネットワークに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	表紙 特記事項	<p>・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を構築している。</p> <p>・住基ネットにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。)を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。</p> <p>・住基ネットの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。</p> <p>・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。</p>	<p>・都道府県は、市町村と共同で、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化を目的として、全国共通の本人確認の仕組みである住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムを構築している。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムにおいて、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)、都道府県、市町村は、必要最小限の情報を保有する。具体的には、住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「本人確認情報」という。))を、附票連携システムにおいては、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報(以下「附票本人確認情報」という。))を保有し、所得額や社会保障給付情報等の税、社会保障、災害対策に関する情報は保有しない。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの操作者による不正利用の防止のため、利用の場面に応じて、生体認証又はID及びパスワードにより操作者を限定しているほか、追跡調査のため、コンピュータの使用記録を保存することや照会条件を限定する等の対策を講じている。</p> <p>・機構、都道府県、市町村の接続は、専用回線を利用し、機構が管理するファイアウォールによる厳重な通信制御、侵入検知システムによる侵入検知、通信相手となるコンピュータとの相互認証、通信データの暗号化、独自の通信プロトコル及びアプリケーションを用いる等、厳格な不正アクセス対策を講じている。</p>	事前	重要な変更
令和6年5月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>住基法に基づき、市町村は、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理に関する基礎となるものとして、住民基本台帳を備えている。</p> <p>住民基本台帳は、市町村における住民の異動等に関する届出や、その住民たる地位を記録する各種台帳に関する制度を一元化することで、住民の利便の増進を図るとともに、住民に関する正確かつ統一的な記録を行うものである。</p> <p>都道府県は、市町村と共同で、住基法に基づき、住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認の仕組みである住基ネットを構築している。</p> <p>都道府県では、住基法に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①本人確認情報の更新に関する事務 ②自都道府県の他の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事務 ③都道府県知事保存本人確認情報の開示に関する事務 ④機構保存本人確認情報の照会に関する事務 ⑤自都道府県の執行機関による都道府県知事保存本人確認情報の検索に関する事務 ⑥都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認に関する事務</p>	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に都道府県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会</p>	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	〃	〃	<p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報（氏名、住所、生年月日、性別）、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報（以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。）には、個人番号は含まれない。</p> <p>①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知 ③都道府県知事から附票本人確認情報に係る自都道府県の他の執行機関への提供又は他部署への移転 ④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への附票本人確認情報の照会</p>	事前	重要な変更
令和6年5月27日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住基ネットの構成要素のうち、都道府県サーバにお	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」	事前	重要な変更
令和6年5月27日	I 2. 特定個人情報ファイル名	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) 	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) 	事前	重要な変更
令和6年6月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>	<p>(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。</p>	事前	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報の漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月5日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) 	<p>住基法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等) 	事前	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与える特定個人情報漏えいその他事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更
令和6年6月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事前	時点修正
令和6年6月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年3月31日 時点	令和6年3月31日 時点	事前	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	IV-8. 人手を介在させる作業	-	<p>(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務においては、住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しているほか、住基ネットに携わる職員に対する研修を実施し、業務目的外の利用禁止、違反行為に対する措置等説明を行っている。また、特定個人情報の入手から保管・廃棄に係るプロセスにおける人手が介在する局面において、複数人での確認を行うようにしていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う基礎項目評価書の様式改正に対応するため
令和7年1月9日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	<p>(○)全項目評価又は重点項目評価を実施する</p>	事後	特定個人情報保護評価指針の見直しに伴う基礎項目評価書の様式改正に対応するため